

鳥取県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定施術者から
施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中嶋 陽平	米子市淀江町淀江872-11	さとう接骨院米子分院	米子市大谷町140-2	平成24年6月30日